

令和6年7月5日
九州地方整備局～建築物を安全で快適に効率よく使い続けるために～
「九州地区官庁施設保全連絡会議」と「現地解説・保全相談会」を開催します

建築物を安全で快適に効率よく使い続けるためには、維持管理を適切に行い、性能や機能を良好な状態に保つ必要があります。官庁施設などの公共建築物においても、長期にわたり、良質なストックとして活用できるよう、建築物の「適正な保全」が求められています。

国土交通省では、すべての国家機関の施設保全責任者等を対象に、保全に関する情報提供や意見交換を行う場として、毎年度、全国の各地区で「官庁施設保全連絡会議」を開催しています。

今年度、九州地方整備局では、九州7県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）に所在する国家機関に加え、独立行政法人及び地方公共団体において建物管理を担当している部署にも参加を呼びかけ、「九州地区官庁施設保全連絡会議」と「現地解説・保全相談会」をそれぞれ下記の通り開催いたします。

記

〈1. 九州地区官庁施設保全連絡会議〉

○開催日時：令和6年7月12日（金）13:15～16:30

○開催方法：WEB開催

○開催内容：以下の議題などにより、保全に関する情報提供を実施
・施設の法定点検の重要性
・地球温暖化対策「政府実行計画」の取組み
・支障がない状態の確認のポイント

○出席者：九州7県に所在する国家機関の施設保全責任者等のほか、独立行政法人及び地方公共団体の建物管理担当者（計181機関が出席予定）

〈2. 現地解説・保全相談会〉

○開催日時：令和6年7月23日（火）13:30～15:50頃（現地解説）

○開催場所：福岡第2合同庁舎 福岡市博多区博多駅東2-10-7
※集合場所：2階共用会議室2・3

○開催内容：庁舎の点検や確認のポイントについて概要説明後、14:15頃から、庁舎内を巡回しながら現地解説。終了後、保全相談コーナーを開設し、希望者と対面での相談対応

○出席者：九州7県に所在する国家機関、独立行政法人及び地方公共団体の建物管理担当者

【報道関係の皆様へ】

※詳細については、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

（上記2. は当日、取材・撮影対応可能です。）

問い合わせ先

国土交通省

九州地方整備局 営繕部

保全指導・監督室

室長補佐

林田 享市 （内線5513）

保全指導係長

森田 大介 （内線5531）

TEL 092-471-6331（音声案内）

092-476-3539（直通）

【参考】 過年度の開催状況

九州地区官庁施設保全連絡会議(説明資料抜粋)

法定点検の重要性

国土交通省

20230704_官庁施設保全連絡会議資料(説明・佐野)

■ 【保全とは】

「建築物等が完成してから取り壊すまでの間、建築物等の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けること」

建築物等を適正に保全するには
法定点検を確実に行うことが重要



法令により定められている

事故が発生した場合
施設管理者は責任を問われる

04 / 34

■ 外壁タイル仕上げ

国土交通省

20230704_官庁施設保全連絡会議資料(説明・佐野)



【特徴】

- ・塗装に比べると耐候性に優れる。
- ・モルタルを接着剤として貼付けてある張り方とコンクリートを打設するときに同時に施工してある貼り方がある。
- ・前者の場合は、タイル自体が落ちたりモルタルとも落ちたりします。打診棒での点検で浮きを確認できます。
- ・後者の場合は、ひび割れから水が浸透し、鉄筋が錆びる力によりコンクリートが割れて落下します。
- ・点検により浮きとひび割れ部分の確認が必要です。

構造と同様に3年に1度点検を!
全面打診検査時期の確認を!

11 / 63

- 国家機関の施設保全責任者等に加え、独立行政法人及び地方公共団体の建物管理担当者にも参加を呼びかけ、建物の適正な保全を目指して、必要な情報提供を実施
- 建物の管理に初めて携わる方々をはじめ、広くご理解いただけるよう、法令義務や管理責任、専門用語の解説など、図解や写真を交えながら説明

現地解説



庁舎内を営繕部職員と巡回しながら、点検や確認のポイントを説明

保全相談会



保全に関する相談コーナーを設けて、個別の状況に応じた助言を実施